

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>越谷野田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三一七二番一地从先から同郡同町大字松伏字内前野二四八一番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年三月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年十二月五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十五号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。 延長七一・一〇メートル</p>